

三宅町告示 第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11第2項並びに第3項の規程により、三宅町が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札または指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等について、次のとおり定め告示する。

令和7年12月23日

三宅町長 森田 浩司

1. 資格要件を定める業務

資格要件を定める業務は別表（建設工事）のとおりとする。

2. 入札参加資格者に必要な資格要件

入札参加資格に申請できる者は次の資格要件のいずれも満たしていることとする。

- ① 令和8年4月1日時点で、申請する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受けている者
- ② 経営事項審査（申請時において有効のもの）を有している者

3. 入札参加資格者の欠格要件

次のいずれかに該当する者は競争入札参加資格に申請できないものとする。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産開始手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていない者
- ③ 直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者
- ④ 申請時に国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税に未納がある者
- ⑤ 申請時に町税に未納がある者
- ⑥ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑦ 法第32条第1項各号に掲げる者
- ⑧ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く）

⑨ 本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意又は重大な過失により虚偽の事実を記載した者

4. 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

5. 資格審査の申請の時期

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

6. 資格審査の申請方法

（1）申請書様式

申請に必要な様式は三宅町ホームページで配布する。

（2）申請方法

申請に必要な書類を紙ファイルに綴じ、町が指定する方法で提出することとする。

（3）申請先

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町伴堂689 三宅町役場 総務課

<工事種別及び工事内容の例>

	工事種別	工事内容の例
1	土木一式	土木一式工事
2	建築一式	建築一式工事
3	舗装	道路等の舗装工事
4	鋼橋（上部工）	鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事
5	PC橋（上部工）	プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作架設工事
6	造園	植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び植栽管理
7	木造住宅	耐火住宅以外の住宅（建築）工事
8	電気設備	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝附帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事
9	暖冷房衛生施設	空気調和設備工事、衛生設備工事、屋内水道設備工事等
10	法面処理	アンカーワーク及びその他法面保護工事（モルタル吹付を除く）
11	塗装	建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、その他一般塗装工事
12	道路等維持修繕	路面補修作業、護岸水制補修、堤防天端補修、ジョイント補修、高欄補修及び電気通信設備等の補修（路面・側溝・トンネル等の清掃作業を除く）
13	しゅんせつ	河川、港湾等の水底の掘削工事
14	グラウト	岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントベースト等を注入する工事
15	杭打	鋼杭、鋼矢板、コンクリート杭等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事（地滑り対策工事等の抑止杭工事を除く）
16	さく井	取水を目的としたイドの掘削及びボーリング等の工事
17	機械設備	水門設備、ポンプ設備、換気設備、ダム施工機械設備、昇降機設備及びその他機械設備の工事で、電気設備工事・暖冷房衛生設備工事、・通信設備工事に属する工事以外のもの
18	通信設備	監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線路及び通信用鉄塔等の工事
19	上下水道設備	上下水道処理設備工事、取水・浄水・排水施設等工事
20	交通安全施設	標識灯の新設・補修、区画線塗装、外灯等の設備工事
21	その他	上記工事に属さない工事